

第6章 保険年金

保険年金課

第1節 国民健康保険

昭和29年7月旭村の合併により、村営で実施していた国保を継承し、一部の地区実施という形態で運営されていたが、昭和31年9月国保実施町村である大野町ほか5カ村（金目村は昭和32年10月合併）を合併したのに伴い、国民健康保険課が設置された。昭和32年4月からは、全市域を対象に実施している。国保診療報酬請求にかかる審査、支払事務については、昭和52年4月から県国保団体連合会へ委託した。昭和58年2月から老人保健法が施行され、70歳以上等（65歳以上のねたきり老人を含む）に対する医療の給付が別建てとなった。昭和59年10月に退職者医療制度が創設された。国民健康保険制度の改正により、平成14年10月から、70歳以上の被保険者（昭和7年10月1日以後生まれの人）に「高齢受給者証」の交付を開始した。平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設された。

1 国保被保険者数 (単位 人 平成29年3月31日現在)

年度	被保険者	一般被保険者	退職被保険者等	介護保険制度 第2号被保険者	人口	加入率 (%)
27	69,647	68,143	1,504	22,590	257,213	27.08
28	65,184	64,381	803	20,650	257,109	25.35
増減	-4,463	-3,762	-701	-1,940	-104	-1.73

介護保険制度第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

年度平均被保険者

年度	被保険者	一般被保険者	一般の割合	退職被保険者等	退職の割合
27	71,832	69,926	97.35	1,906	2.65
28	68,043	66,850	98.25	1,193	1.75
増減	-3,789	-3,076	0.9	-713	-0.9

資格取得（加入者）の内訳

(単位 人 資料：事業年報)

年度	転入	出生	社保離脱	生保廃止	後期高齢者 離脱	その他	計
27	2,488	270	7,607	175	3	602	11,145
28	2,455	231	7,666	226	3	369	10,950
増減	-33	-39	59	51	0	-233	-195

資格喪失（脱退者）の内訳

年度	転出	死亡	社保加入	生保開始	後期高齢者 加入	その他	計
27	2,241	445	8,170	336	2,682	463	14,337
28	2,065	456	9,183	322	2,955	432	15,413
増減	-176	11	1,013	-14	273	-31	1,076

2 国保運営協議会

国民健康保険法第 11 条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議し、併せて市長の諮問に応ずるために、設置している。被保険者を代表とする委員 4 人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人（一般医 2 人、歯科医 1 人、薬剤師 1 人）、公益を代表する委員 4 人、被用者保険等保険者を代表する委員 1 人の計 13 人で構成している。

3 保険給付

(1) 給付の種類及び内容

- 診察
- 薬剤又は治療材料の支給
- 処置・手術その他の治療
- 病院又は診療所への入院
- 療養費（診療費、補装具、柔道整復師やはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術、移送等）
- 高額療養費（一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、超えた分を支給）
- 高額介護合算療養費（限度額適用後の医療費と介護費が、合算して一定の額を超えたとき、超えた部分のうち医療費にかかる分を支給）

(2) 給付割合

- 「6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日以前」の幼児は 8 割
- 70 歳以上 75 歳未満の高齢受給者のうち、生年月日が昭和 19 年 4 月 1 日以前の者は 9 割、昭和 19 年 4 月 2 日以降の者は 8 割。現役並み所得者は 7 割
- 上記以外の被保険者は 7 割

(3) その他の給付

- 出産育児一時金

被保険者が出産したとき 420,000 円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で平成 26 年 12 月 31 日までに出産したときは 390,000 円、平成 27 年 1 月 1 日以降に
出産したときは 404,000 円）を支給

年度	件数（件）	うち直接払い（件）	支給額（円）
27	275	258	115,799,489
28	241	226	100,625,512
増減	-34	-32	-15,173,977

- 葬祭費

被保険者が死亡したとき 50,000 円を支給

年度	件数（件）	支給額（円）
27	427	21,350,000
28	436	21,800,000
増減	9	450,000

保険給付状況 (単位 円 資料：事業年報)

年度	27	28	増減
療養給付費	17,142,848,131	16,590,132,369	-552,715,762
(一般被保険者分)	16,575,942,030	16,257,374,693	-318,567,337
(退職被保険者等分)	566,906,101	332,757,676	-234,148,425
療養費	227,751,954	217,572,711	-10,179,243
(一般被保険者分)	220,848,128	213,863,874	-6,984,254
(退職被保険者等分)	6,903,826	3,708,837	-3,194,989
移送費	118,110	197,770	79,660
(一般被保険者分)	23,120	197,770	174,650
(退職被保険者等分)	94,990	0	-94,990
高額療養費	2,194,975,125	2,260,630,151	65,655,026
(一般被保険者分)	2,102,734,801	2,206,164,808	103,430,007
(退職被保険者等分)	92,240,324	54,465,316	-37,775,008
高額介護合算療養費	520,831	389,717	-131,164
(一般被保険者分)	520,831	389,717	-131,164
(退職被保険者等分)	0	0	0
出産育児一時金	115,799,489	100,625,512	-15,173,977
葬祭費	21,350,000	21,800,000	450,000
計	19,703,363,690	19,191,348,230	-512,015,460
(一般被保険者分)	19,037,218,449	18,800,416,374	-236,802,075
(退職被保険者等分)	666,145,241	390,931,829	-275,213,412
被保険者1人当たり 療養諸費費用額	331,002	339,013	8,011
(一般被保険者分)	328,294	337,861	9,567
(退職被保険者等分)	430,341	403,547	-26,794
被保険者1人当たり 医療給付費	272,389	280,248	7,859
(一般被保険者分)	270,287	279,402	9,115
(退職被保険者等分)	349,499	327,688	-21,811

注：1人当たりは年間平均被保険者数により算出。事業年報は過年度返納金（不当利得、第三者行為）を除いた額

療養諸費支給件数の状況

(単位 件 資料：事業年報)

年度/区分		入院	入院外	歯科	調剤	療養費等	計
27	一般被保険者分	13,927	556,790	129,895	401,516	26,876	1,129,004
	退職被保険者等分	452	17,912	4,391	12,789	882	36,426
28	一般被保険者分	13,988	538,976	125,518	391,775	25,547	1,095,804
	退職被保険者等分	291	11,065	2,746	7,989	563	22654
増減	一般被保険者分	61	-17,814	-4,377	-9,741	-1,329	-33,200
	退職被保険者等分	-161	-6,847	-1,645	-4,800	-319	-13,772

療養の給付の受診率 (被保険者100人当たり受診件数)

(単位 件 資料：事業年報)

年度	全体	一般被保険者分	退職被保険者等分
27	1007.03	1001.93	1193.86
28	1017.86	1014.93	1182.06
増減	10.83	13.00	-11.80

注：年間平均被保険者数により算出。事業年報は、過年度返納金（不当利得・第三者行為）を除いた額

4 特定健康診査・特定保健指導

被保険者に対し、より健康的な生活習慣へと行動変容を促し、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、内臓脂肪症候群に着目した健診・保健指導を実施している。

年度		27	28 (見込)	増減
特定健康診査	対象者数 (人)	47,843	51,497	3,654
	受診者数 (人)	15,810	15,845	35
	受診率 (%)	33.0	30.8	-2.2
特定保健指導	対象者数 (人)	1,706	1,634	-72
	(動機付け支援)	(1,338)	(1,280)	-58
	(積極的支援)	(368)	(354)	-14
	終了者数 (人)	286	312	26
	(動機付け支援)	(245)	(261)	16
	(積極的支援)	(41)	(51)	10
	終了率 (%)	16.8	19.1	2.3
	(動機付け支援)	(18.3)	(20.4)	2.1
(積極的支援)	(11.1)	(14.4)	3.3	

注：28年度終了者数、終了率は見込みのため、それぞれ利用者数、利用率を記載

5 国民健康保険税

国保財政の根幹ともいべき保険税の賦課徴収については、医療費の状況等を十分検討し、国保事業の健全な運営を期している。保険税収納確保のため、昭和 32 年 4 月より徴収事務嘱託員を置き、保険税の滞納整理にあたっている。平成 12 年 4 月の介護保険制度の施行に伴い保険税（医療分）に介護保険の保険税（介護分）を合わせて国民健康保険税として徴収することとなった。また、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期支援分を徴収することとなった。

(1) 保険税の賦課方法

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の 3 方式

(2) 納期等

- 納期 10 期
- 賦課期日 4 月 1 日
- 賦課限度額 医療分 540,000 円 後期支援分 190,000 円
(平成 28 年度) 介護分 160,000 円 (40 歳～64 歳まで)

(3) 収納方法

年金からの特別徴収、金融機関での直接納付、コンビニエンスストアでの直接納付、口座振替による納付、徴収員による収納

国民健康保険税賦課徴収状況（現年分）

（単位 円 資料：事業年報・月報）

年度	区分	調定額	収納額	未収額	収納率 (%)	世帯当たり調定額	1 人当たり調定額
27		6,538,342,005	5,823,565,368	714,776,637	89.07	153,822	91,361
	(一般被保険者分)	6,319,300,998	5,611,687,099	707,613,899	88.80	153,474	90,623
	(退職被保険者等分)	219,041,007	211,878,269	7,162,738	96.73	164,692	119,433
28		6,520,605,800	5,836,344,741	684,261,059	89.51	158,838	96,357
	(一般被保険者分)	6,376,811,048	5,699,192,028	677,619,020	89.37	158,793	95,839
	(退職被保険者等分)	143,794,752	137,152,713	6,642,039	95.38	160,844	126,803
	増減	-17,736,205	12,779,373	-30,515,578	0.44	5,016	4,996
	(一般被保険者分)	57,510,050	87,504,929	-29,994,879	0.57	5,319	5,216
	(退職被保険者等分)	-75,246,255	-74,725,556	-520,699	-1.35	-3,848	7,370

注：収納額では、28 年度に還付未済 4,362,200 円、27 年度に還付未済 2,454,200 円を含む

6 決算（見込）状況

歳入

年度	27		28		増減
	決算額 (円)	比率 (%)	決算額 (見込・円)	比率 (%)	
保険税	6,193,241,157	18.6	6,175,862,001	18.9	-17,379,156
（一般被保険者）	5,971,209,986		6,031,346,247		60,136,261
（退職被保険者等）	222,031,171		144,515,754		-77,515,417
国庫支出金	5,877,792,355	17.7	6,109,917,608	18.7	232,125,253
（療養給付費等負担金）	4,955,076,741		4,908,730,146		-46,346,595
（高額医療費共同事業負担金）	153,309,614		176,631,462		23,321,848
（特定健診等負担金）	32,673,000		34,687,000		2,014,000
（財政調整交付金）	726,612,000		988,025,000		261,413,000
（その他の補助金）	10,121,000		1,844,000		-8,277,000
療養給付費等交付金	890,576,000	2.7	504,123,000	1.6	-386,453,000
前期高齢者交付金	7,686,965,100	23.1	7,736,871,214	23.7	49,906,114
県支出金	1,551,724,757	4.7	1,677,553,529	5.2	125,828,772
共同事業交付金	6,989,500,129	21.0	7,153,428,001	21.9	163,927,872
財産収入	3,910	0	1,170	0.0	-2,740
一般会計繰入金等	3,411,649,957	10.3	2,940,522,242	9.0	-471,127,715
繰越金	600,513,113	1.8	272,601,600	0.8	-327,911,513
その他の収入金	49,833,745	0.1	49,426,259	0.2	-407,486
合計	33,251,800,223	100.0	32,620,306,624	100.0	-631,493,599

歳出

年度	27		28		増減
	決算額 (円)	比率 (%)	決算額 (見込・円)	比率 (%)	
総務費	350,415,624	1.1	307,600,487	1.0	-42,815,137
保険給付費	19,772,380,207	60.0	19,256,504,916	60.0	-515,875,291
（退職被保険者等 計）	668,395,750		392,430,436		-275,965,314
療養給付費・療養費・移送費	17,401,093,199		16,826,374,030		-574,719,169
（一般被保険者）	16,826,317,894		16,488,408,910		-337,908,984
（退職被保険者等）	574,775,305		337,965,120		-236,810,185
審査支払手数料	34,851,630		42,785,719		7,934,089
高額療養費	2,198,711,088		2,264,482,478		65,771,390
（一般被保険者）	2,105,090,643		2,210,017,162		104,926,519
（退職被保険者等）	93,620,445		54,465,316		-39,155,129
高額介護合算療養費	520,831		389,717		-131,114
（一般被保険者）	520,831		389,717		-131,114
（退職被保険者等）	0		0		0
出産育児諸費	115,853,459		100,672,972		-15,180,487
葬祭費	21,350,000		21,800,000		450,000
後期高齢者支援金等	3,962,806,815	12.0	3,768,178,810	11.7	-194,628,005
前期高齢者納付金等	2,714,129	0	2,733,403	0.0	19,274
老人保健拠出金	135,506	0	106,469	0.0	-29,037
介護納付金	1,364,840,039	4.1	1,355,114,567	4.2	-9,725,472
共同事業拠出金	6,889,445,608	20.9	6,972,555,337	21.7	83,109,729
保健事業費	226,733,013	0.7	196,867,974	0.6	-29,865,039
その他の支出	409,727,682	1.2	260,644,451	0.8	-149,083,231
合計	32,979,198,623	100.0	32,120,306,414	100.0	-858,892,209
歳入歳出差引額	272,601,600		500,000,210		227,398,610

第2節 国民年金

昭和36年に創設された国民年金制度は着実な発展をとげ、今日では国民の老後の生活を支える社会保障制度として重要な役割を果たしている。

一方、少子高齢化の進展や経済基調の変化等により、昨今の公的年金制度を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした社会情勢から、長期的に安定した年金制度を運営するため、これまでに次のような制度改正が図られてきた。

- ・平成3年4月 学生の強制適用開始
- ・平成12年4月 学生納付特例制度開始
- ・平成18年7月 4段階の免除制度開始
- ・平成26年4月 遺族基礎年金の改正
- ・平成9年1月 基礎年金番号の導入
- ・平成17年4月 若年者納付猶予制度開始
- ・平成24年10月 保険料の後納制度開始
- ・平成28年12月 年金改革法成立

また、平成12年4月の地方分権一括法施行に伴い、機関委任事務として従来から行われてきた市町村の事務は法定受託事務として再編成された。さらに、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、一連の業務が日本年金機構に委任・委託されるなど、国と市町村の役割分担についても様々な見直しが行われている。

国民年金事業

1 国民年金被保険者状況 (単位 人 平成29年3月31日現在)

年度	人 口			被 保 険 者 数			比率 (%) (B/A)
	計 (A)	男	女	計 (B)	男	女	
27	257,213	128,661	128,552	56,197	18,672	37,525	21.8
28	257,109	128,613	128,496	53,685	17,632	36,053	20.9
増減	-104	-48	-56	-2,512	-1,040	-1,472	-0.9

(単位 人)

年度	区 分	被 保 険 者 適 用 状 況			
		計	第1号被保険者数		第3号被保険者数
			強制	任意	
27		56,197	34,926	546	20,725
28		53,685	32,741	511	20,433
増減		-2,512	-2,185	-35	-292

2 被保険者の異動状況 (単位 人)

年度	区 分	前年度 被保険者数	増加要因		減少要因		差引	現 在 被保険者数
			取得	転入	喪失	転出		
27		58,672	11,146	1,813	13,424	2,010	-2,475	56,197
28		56,197	11,896	1,699	14,268	1,839	-2,512	53,685
増減		-2,475	750	-114	844	-171	-37	-2,512

3 免除被保険者状況

(単位 人)

年度	区分	強制被保険者数 (A)	免除者数			免除率 (%) (B/A)
			計 (B)	法定免除	申請免除等	
27		34,926	11,090	2,747	8,343	31.8
28		32,741	11,137	2,706	8,431	34.0
	増減	-2,185	47	-41	88	2.2

4 保険料の納付状況

(単位 月)

年度	区分	収納対象月数 (A)	収納実施月数(B)	納付率 (%) (B/A)
28		275,322	169,220	61.5
	増減	-26,304	-11,502	1.6

5 財務決算 (見込) 状況

(単位 円)

年度	区分	歳入		歳出		
		計	交付金	計	人件費	物件費
27	人件費	30,728,359	30,728,359	30,728,359	30,728,359	-
	物件費	7,484,511	7,484,511	7,484,511	-	7,484,511
	特別障害給付金	59,225	59,225	59,225	-	59,225
	協力・連携に係る経費	6,313,382	6,313,382	6,313,382	5,531,267	782,115
	計	44,585,477	44,585,477	44,585,477	36,259,626	8,325,851
28	人件費	33,623,027	33,623,027	33,623,027	33,623,027	-
	物件費	8,054,996	8,054,996	8,054,996	-	8,054,996
	特別障害給付金	92,397	92,397	92,397	-	92,397
	協力・連携に係る経費	7,178,007	7,178,007	7,178,007	5,442,308	1,735,699
	計	48,948,427	48,948,427	48,948,427	39,065,335	9,883,092
増減	人件費	2,894,668	2,894,668	2,894,668	2,894,668	-
	物件費	570,485	570,485	570,485	-	570,485
	特別障害給付金	33,172	33,172	33,172	-	33,172
	協力・連携に係る経費	864,625	864,625	864,625	-88,959	953,584
	計	4,362,950	4,362,950	4,362,950	2,805,709	1,557,241

第3節 後期高齢者医療

1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展等、大きな社会環境の変化に伴い社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸びが著しい状況にあるなか、国民皆保険を維持しつつ将来にわたって医療保険制度を維持可能なものとしていくため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その見直しの一つとして、従来の老人保健制度が廃止となり平成20年4月1日より75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする後期高齢者医療制度が施行された。この制度は現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていく医療保険制度である。制度運営は神奈川県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり保険証の交付、保険料の決定、医療を受けたときの給付等を行う。市町村は広域連合と連携を図り保険料の徴収、申請受付・相談などの窓口事務を行う。

(1) 後期高齢者医療保険料

被保険者一人一人が保険料を負担する。保険料は被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になる。納付方法は原則として年金からの天引きによる納付（特別徴収）か口座振替による納付、金融機関への直接納付（普通徴収）になる。

※保険料の「均等割額」並びに「所得割額」の算定率は神奈川県後期高齢者医療広域連合の条例で定められ、2年ごとに見直される。なお、保険料には軽減措置が設けられている。

後期高齢者医療保険料賦課徴収状況（現年度） (単位 円)

年度	調定額	収納額	未納額	収納率 (%)
24	2,033,555,010	2,018,778,470	16,877,120	99.17
25	2,094,535,990	2,080,579,060	16,195,960	99.23
26	2,202,903,810	2,187,642,540	15,261,270	99.31
27	2,246,146,080	2,231,540,510	14,605,570	99.35
28	2,437,791,890	2,422,706,840	15,085,050	99.38

(収納額は、還付未済額を含む)

被保険者数

	65歳以上75歳未満の障害認定者	75歳以上	合計	前年比
平成25年3月31日現在	479人	25,760人	26,239人	1,238人
平成26年3月31日現在	446人	26,638人	27,084人	845人
平成27年3月31日現在	410人	27,727人	28,137人	1,053人
平成28年3月31日現在	359人	29,241人	29,600人	1,463人
平成29年3月31日現在	304人	30,836人	31,140人	1,540人